

オンライン資格確認システム保守規約

この規約は、デンタルシステムズ株式会社（以下当社といいます）と当社製品であるカルテレセプトコンピュータソフトウェア（以下本商品といいます）をご利用頂いている医院様（以下お客様といいます）がマイナンバーカード等を利用したオンラインによる保険資格確認システム（以下本システムといいます）を導入された場合の保守（以下本保守といいます）について定めるものです。お客様は本規約にご同意頂く必要があり、ご同意頂けない場合は、本保守をご利用いただけません。

第1条（保守内容・範囲）

1. 本保守の内容は、以下の事項とします。

- (1) 本システムのオンライン資格確認端末（パソコン）の代品手配
- (2) 本システムのカードリーダー端末機器と本商品間におけるデータ連携の再構築作業
- (3) お客様の医療機関コード変更による本システム端末内の設定変更作業
- (4) 当社の営業日の営業時間内における、本システムに関する電話およびリモートによる対応

2. 本システムのためのオンライン資格確認端末機器等のハードウェア本体は本保守の対象外となります。従って、オンライン資格確認端末機器等のハードウェア本体の故障の修理等は本保守に含まれません。

3. 本保守に関する一切の権利は、当社の書面による承諾がない限り、第三者に移転させ又は使用させることはできません。相続、合併等の一般承継に際しても同様と致します。

第2条（期間）

本保守の期間は、当社が通知する本保守開始日から1ヶ月間とします。お客様が次条に従った解約をされないときは、本保守は期間満了の翌日から更に1ヶ月間更新され、以後も同様とします。

第3条（解約）

お客様が本保守の解約を希望するときは、本保守の解約希望日の前々月末日までにお客様において当社所定の方法により当社に対し解約の通知をして頂きます。

第4条（保守料）

1. 本保守の保守料は、オンライン資格確認端末及びカードリーダー端末機器 1 台につき、1 ヶ月 3,300 円（税込）とします。
2. お客様は別途当社がお知らせする時期・方法により本保守の保守料をお支払い頂きます。
3. お客様が本保守期間内に前条によって本保守を解約された場合、本システムないし本商品の使用を止めた場合等、如何なる理由によっても当社はお支払頂いた保守料の返金、日割り計算による返金等を行いません。

第5条（解除）

お客様又は当社に以下の事由が生じたときは、その相手方は、通知・催告等なく本保守契約を解除することができます。また、この場合、以下の事由の生じた当事者は、解除の有無にかかわらず相手が被った損害を賠償しなければならないものとします。

- (1) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立又は決定があったとき
- (2) 民事保全、民事執行、滞納処分の申立があったとき
- (3) 手形・小切手を不渡りとする等支払を停止したとき
- (4) 本規約又は本商品ないし本システムに関する契約、規約等の定めに従って違反するとき

第6条（規約の改定）

当社は、この規約の内容を随時改定することがあります。その場合には、当社は1ヶ月以上の猶予を定め改定された規約の内容及び実施日をお客様に通知致します。上記通知をお客様が知らなかったとしても、規約の内容は、実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

第7条（協議）

本規約に定めのない事項、本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社は誠意をもってお客様と話し合い、解決するものとします。

2024 年 7 月 1 日改定